

協働事業提案公開審査会兼サポート委員会 進行スケジュール

日時：平成17年9月14日（水）

13:00～17:45

場所：アスト津3階県民交流センター

ミーティングルーム3、4

1. 開会【事務局】(13:00)

2. 説明【事務局】

(1)「NPOからの協働事業提案募集」の趣旨説明(13:15～13:20)

(2)審査会の進め方について説明(13:20～13:30)

3. プrezenteーションと質疑【議事進行：委員長】(13:30～16:20)

各提案ごとに、

(1)NPOより協働事業提案の企画内容説明・プレゼンテーション(15分)

(2)県関係室(所属)による意見陳述(7分)

(3)公開審査委員より質疑応答(NPO、県関係室に対して)(8分)

※傍聴席からの質問は、最後の審査結果発表及び全体講評で受け付けます。

①熊野古道パワーアップ 自然体験型観光資源ネットワーク事業 (13:30～14:00)

②県営住宅に入居する外国人の方に対する生活ガイダンス事業]

③県営住宅の外国人入居者への管理事業] (14:05～15:05)

☆☆ 休憩 (10分 15:05～15) ☆☆

④県民主役の行政評価 (しくみづくりと実践) (15:15～15:45)

⑤災害時における難病患者の行動・支援マニュアルの作成及び啓発 (15:50～16:20)

※各提案の間に調整時間5分間を設定しています。

※時間厳守で進行するため、タイムキーパーが所定時間の1分前にボードで連絡し、30秒前にベルを1回、所定時間終了後にベルを2回鳴らします。所定時間が終了したら即時終了してください。

※このプレゼンテーションと質疑の中で、委員は「NPOからの協働事業提案審査・採点基準」により審査・採点・順位付けをします。

☆☆ 休憩 (16:20～16:25) ☆☆

4. 審査(16:25～17:25)

(1)委員が採点・順位付けした結果を集計します。

(2)得点だけで決めるのではなく、委員会の議論に基づく総合判断により、上位3件程度のモデルケースを選定します。(全部採用若しくは該当なしの場合もあります。)

5. 審査結果発表及び全体講評【副委員長】(17:25～17:45)

6. 閉会【事務局】

モデルケースに選定された場合の、今後の進め方について説明

【注意事項】

①審査会の中で、「4. 審査」のみは非公開で行います。それ以外の部分は公開で行います。

②プレゼンテーションを行うNPOが所定の時間に間に合わなかった場合、順序は一番最後になります。欠席の場合は、失格となります。

NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの協働事業提案

日時：平成17年9月14日（水） 13:00～17:45

場所：アスト津3階 県民交流センター ミーティングルーム3, 4

提案事業名	提案概要	提案者	時間帯	該当する室
熊野古道パワーアップ 自然体験型観光資源ネットワーク事業	特定非営利活動法人海山ITフォーラム	13:30 ～ 14:00	東紀州活性化・地域特定プロジェクト、紀北県民局企画調整部・農水商工部、生活環境森林部、農水商工部観光活性化プロジェクト	
(入れ替え 5分)				
※県募集テーマ 県営住宅に入居する外国人の方に対する生活ガイダンス事業	特定非営利活動法人愛伝舎	14:05 ～ 14:35	住宅室、国際室	
※県募集テーマ 県営住宅の外国人入居者への管理事業	特定非営利活動法人愛伝舎	14:35 ～ 15:05	住宅室、国際室	
(休憩 10分)				
県民主役の行政評価（しくみづくりと実践）	特定非営利活動法人市民社会研究所	15:15 ～ 15:45	政策推進室、広報広聴室、NPO室	
(入れ替え 5分)				
災害における難病患者の行動・支援マニュアルの作成及び啓発	災害時の難病患者支援プロジェクト	15:50 ～ 16:20	薬務食品室、健康福祉総務室、健康づくり室、防災危機管理局、NPO室	
審査会 16:25-17:25				
審査結果の発表 17:30				

平成17年度 NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの協働事業提案公開審査会

NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの協働事業提案募集に応募のあった提案内容を審査項目により審査し、「新しい時代の公」として多様な主体で担う「市民発の仕組み」にふさわしい事業の選考及び事業構築までのサポートを行うことを目的とした選考審査会です。

【委員名】

学識経験者	三重大学	浅野聰さん
市民委員	伊勢市	浦田宗昭さん
市民委員	松阪市	前田多香子さん
市民委員	伊賀市	中盛汀さん
行政委員	鈴鹿市	高崎知奈美さん
行政委員	人づくり・協働・国際分野 総括室長	山田幸延さん
行政委員	企画開発室	中村徳久さん

「N P Oからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 熊野古道パワーアップ 自然体験型観光資源ネットワーク事業

室名 紀北県民局企画調整部 企画調整・防災室
担当者名 野呂 幸利

審査項目及 ①提案事業の 目的	意見の視点	意見
②協働の必要性、 協働の効果・利 点、NPOと行政 の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 提案内容に従来の事業にない独創的な発想やN P Oの先駆性が活かされていると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の背景や大きな目的は妥当と認められる。 今までに住民と行政との協働で行われた生活創造圏推進団体の取組みや第3セクターである海山物産が取組んでいることから先駆性や独創性があるとは言えない。
③提案事業の 緊急性・重要性、 提案事業の具 体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> N P O独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 N P O若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 N P Oと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政、N P Oのみならず地域全体での広い協働が不可欠である。 同上 公的関与及び市町村と県との役割分担が明確であるとは言えない。(費用負担も含めて)
④N P Oの企 画検討能力・事 業遂行能力、予 算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案したN P Oには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 提案したN P Oは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 予算の收支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務的な能力は十分な能力を有していると認められます。 市町村及び他団体とのネットワーク及び調整をより向上されたいと思います。 予算については額及び負担割合とも妥当であるとは言い難い。 N P O活動と事業関係者の商行為との財源的な役割分担が不明確である点も含めて整理されているとは言い難い。

「NPOからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 熊野古道パワーアップ 自然体験型観光資源ネットワーク事業

室名 紀北県民局農水商工部 総務・企画農地室
担当者名 岡本 俊英

審査項目及 意見の視点	意見	
① 提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること 「新しい時代の公」の考え方方が提案に反映されていること。 提案内容に従来の事業にない独創的な発想やNPOの先駆性が活かされていると認められること。 	<p>観光事業者だけでなく、地域の幅広い人材が観光に関わることは意義深いことであり、NPO、地域住民、行政が役割分担を明確にし、良きパートナーとして事業にあたることができれば「新しい時代の公」の考え方則していると思われます。</p> <p>また地域の歴史、文化を自然体験を通じて発信していくという目的については地域全体の価値を高めることに寄与してくれるものと期待しています。</p> <p>ただし、海山町においては海山物産が類似事業を実施しており、これとの違いを明確にするか、協働で事業を推進することが望ましいと考えられます。</p>
② 協働の必要性、 協働の効果・利点、NPOと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> NPO独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 NPO若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 NPOと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	<p>観光振興、地域振興の面から成果を期待できる場合は行政が支援する必要性は高いと考えます。</p> <p>特に農水商工部としてはNPOが第一次産業従事者と観光事業者と連携させて地域産業の底上げをしてくれることを期待しています。</p>
③ 提案事業の緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 実行可能性が十分にあると考えられること。 	<p>熊野古道が昨年7月に世界遺産登録されてから客数が伸びていることは確かです。これを一過性のものとしないために、地域の魅力をアピールできるツアーフィルは緊急かつ重要性を要する事業であると考えています。</p> <p>ただし、どのようにしてお客様を確保するのか、費用対効果はどうかなど不透明な部分も残っており、これを解決していかないと継続的な事業推進が困難となるのではないかと思われます。</p>

<p>④NPOの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案したNPOには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 ・提案したNPOは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 ・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	<p>当該NPOの代表者は行政との関わりにも積極的であり、事務的能力も十分有していると思われます。</p> <p>他のメンバーも地元で積極的に観光に携わっている人が多く、メンバー全員の協力があれば事業の遂行能力には問題がないと思われます。</p> <p>事業の収支については、事業費1000万円ということで、この種のソフト事業にしては高額であるように思われますが、費用対効果の見積がないため判断をしかねます。</p> <p>負担割合については、事業のどの部分を行政が負担すべきで、どの部分をNPOが負担すべきなのか、またその根拠の整理が必要であると考えます。</p> <p>昨年度、県庁観光活性化プロジェクトの事業で類似事業を実施していますが、なぜ今回も補助事業を実施する必要があるのかを、昨年度事業の反省も含めて十分整理するべきであると考えます。</p>
----------------------------------	--	--

「NPOからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 熊野古道パワーアップ 自然体験型観光資源ネットワーク事業

室名 農水商工部 観光活性化プロジェクト

担当者名 松田 克彦

審査項目及	意見の視点	意見
①提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 提案内容に従来の事業にない独創的な発想やNPOの先駆性が活かされていると認められること。 	<p>熊野古道や豊かな自然を活用した体験型観光は、観光振興のうえで有効な取り組みのひとつであると考えます。</p> <p>ただ、自然体験を活かした観光振興は全国の自治体において取り組まれているところです。また、海山町でも第三セクターの海山物産株式会社が自然体験事業を実施していますので、相乗効果が図られるよう配慮していただくことが望ましいと考えます。</p>
②協働の必要性、 協働の効果・利点、NPOと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> NPO独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 NPO若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 NPOと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	<p>観光の担い手はかつての観光関連事業者や公的機関だけでなく地域の住民やNPO、さらには県外から移り住んだ人々など多様な主体が観光地を支え、来訪者を迎えることで、観光が広く県民満足につながると考えています。</p>
③提案事業の緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 実行可能性が十分にあると考えられること。 	<p>平成16年に世界遺産登録され観光面で“旬の”熊野古道を活用し、自然体験型観光商品づくりを行うことは、時宜にかなった取り組みであると考えますが、独立採算により長期的に事業の継続性が図られるよう検討いただきたいと思います。</p>
④NPOの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案したNPOには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 提案したNPOは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 予算の收支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	<p>平成16年度に海山ITフォーラムが実施した観光商品づくり事業に対して150万円の県補助金を支出しており、事業遂行能力を十分に有していると考えますが、平成16年度補助事業の成果を踏まえ、さらに発展させ、より独創性・先駆性のある事業となるよう努めていただきたいと思います。</p>

「NPOからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 県営住宅に入居する外国人の方に対する生活ガイダンス

室名	住宅室
担当者名	大前 哲也

審査項目及	意見の視点	意見
①提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること ・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 ・提案内容に従来の事業にない独創的な発想やNPOの先駆性が活かされていると認められること。 	県営住宅にみならず地域社会において、外国人が日本人と共生していくために必要な情報、スキルを提供しようとする事業であり、かつて日本人、日本の行政が体験したことのない多民族社会への対応として今後ますます必要とされるものである。
②協働の必要性、 協働の効果・利点、NPOと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・NPO若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・NPOと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	従来の行政システムでは現状に十分に対応できおらず、また一般的ボランティア等では予算的、技能的にも困難な業務であるが、高い専門性を有するNPO愛伝舎と県営住宅管理を行う住宅室との協働事業とすることで互いに補完し合い、より高い効果が得られるものと考えられる。
③提案事業の緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 ・提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 ・実行可能性が十分にあると考えられること。 	外国人入居者は今後も増加することが予想され、日本の生活習慣、就学、医療、保険等各種制度の周知は急務である。また、日本人との相互理解を深めるためにも現地（県営住宅の集会所）で行う生活ガイダンス、交流会は効果的であると考えられる。ただし、提案内の“外国人住人で自治会を組織”することについては既存の地域自治会との関係もあり、実施については熟慮をお願いしたい。
④NPOの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案したNPOには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 ・提案したNPOは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 ・予算の收支（財源の検討を含む）が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	能力的には問題なく、予算についても妥当と考えられる。

「NPOからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 県営住宅に入居する外国人の方に対する生活ガイダンス

室名 国際室
担当者名 世古口 正夫

審査項目及 ①提案事業の 目的	意見の視点	意見
②協働の必要性、 協働の効果・利 点、NPOと行政 の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 提案内容に従来の事業にない独創的な発想やNPOの先駆性が活かされていると認められること。 	<p>外国人入居者と日本人入居者のトラブルを解消することは、多文化共生社会づくりを目指すうえで必要になってきます。</p> <p>ほとんどの在住外国人は自治会には加入していないため、自治会組織に加入することで、行政側の情報を提供することが可能になります。</p>
③提案事業の 緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 実行可能性が十分にあると考えられること。 	<p>生活習慣、文化が違う在住外国人に日本で生活するうえでの基本的な生活情報を確実に提供していくことは、様々なトラブルを解決するために必要になってきます。このような課題を解決することは緊急を要するものです。</p>
④NPOの企 画検討能力・事 業遂行能力、予 算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案したNPOには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 提案したNPOは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 予算の收支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	<p>愛伝舎(事業提案 NPO)と国際室は平成17年度「課題解決のための事業モデル構築支援事業」において、コミュニティビジネスの手法を活かした事業モデルの委託契約を交わし在住外国人支援の事業に取り組んでいます。そのため、愛伝舎は業遂行能力を有していると認められます。</p>

「N P Oからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 県営住宅の外国人入居者への管理事業

室名 住宅室
担当者名 大前 哲也

審査項目及	意見の視点	意見
①提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること ・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 ・提案内容に従来の事業にない独創的な発想やN P Oの先駆性が活かされていると認められること。 	外国人入居者の増加に伴い、生活習慣の違い、言葉の障壁によるコミュニケーション不足が原因と考えられるトラブルが急増しており、健全な県営住宅管理のためには他文化にも精通した指導力、フレキシブルな通訳対応が不可欠となってきている。
②協働の必要性、 協働の効果・利点、N P Oと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・N P O独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・N P O若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・N P Oと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	従来の行政システムでは現状に十分に対応できおらず、また一般的ボランティア等では予算的、技能的にも困難な業務であるが、高い専門性を有するN P O愛伝舎と県営住宅管理を行う住宅室との協働事業とすることで互いに補完し合い、より高い効果が得られるものと考えられる。
③提案事業の緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 ・提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 ・実行可能性が十分にあると考えられること。 	家賃、共益費等の滞納、生活に関するトラブル（騒音、ゴミ、駐車場問題等）は頻発しており、緊急かつ実効性のある事業が求められている。提案では“通訳、翻訳”を行うこととされているが、現在も通訳は随時雇用しており、さらに踏み込んでこれらの問題への“督促、指導”まで併せてお願いできればと考える。
④N P Oの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案したN P Oには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 ・提案したN P Oは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 ・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	能力的には問題なく、予算についても妥当と考えられる。

「NPOからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 県営住宅の外国人入居者への管理事業

室名 国際室
担当者名 世古口 正夫

審査項目及 ①提案事業の 目的	意見の視点 ・提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること ・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 ・提案内容に従来の事業にない独創的な発想やNPOの先駆性が活かされていると認められること。	意見 外国人入居者と日本人入居者のトラブルを解消することは、多文化共生社会づくりを目指すうえで必要になってきます。
②協働の必要性、 協働の効果・利点、NPOと行政の役割分担	・NPO独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・NPO若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・NPOと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。	在住外国人支援をしているNPO法人と協働して事業を実施することは、在住外国人支援について県民の理解が得られ多文化共生社会の実現につながります。
③提案事業の 緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性	・提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 ・提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 ・実行可能性が十分にあると考えられること。	県営住宅の受付窓口に限らず、県民局（福祉事務所、保健所、県税事務所等）の窓口業務においても通訳は必要になってきます。

④NPOの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案したNPOには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 提案したNPOは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 予算の收支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	関係部局との調整が必要になってくる事業です。
---------------------------	---	------------------------

「NPOからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 県民主役の行政評価（しくみづくりと実践）

総合企画局評価システム特命監 谷崎義治

審査項目	意見の視点	意見
①提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 提案内容に従来の事業にない独創的な発想やNPOの先駆性が活かされていると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価の客観性を高めることについては、外部評価の導入も含め重要な課題であり、県民に分かりやすい評価が必要だという趣旨につきましては、よく理解できます。
②協働の必要性・協働の効果・利点、NPOと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> NPO独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 NPO若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 NPOと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回ご提案の事業は、行政評価の仕組の変更とそれを前提とした具体的な評価を協働で行おうという趣旨であると理解しています。 仕組みづくりについては、「みえ政策評価システム」と今回ご提案の評価をどのように連動させるのか、県とNPOの役割分担をどうするなど、重要な課題が未解決であり、こうした議論を踏まえて検討する必要があります。 また、具体的な評価を協働で行うということであります、県政運営の仕組みに組み込むことを前提とした、協働事業については無理があります。
③提案事業の緊急性・重要性、提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 実行可能性が十分にあると考えられること。 	<ul style="list-style-type: none"> ご提案の外部評価については、評価の客観性の担保をどのようにするかという評価の根幹にかかる問題であり、関係部局や議会、監査委員事務局などとも、議論を重ね慎重に対応する必要があり、基本的な事項についての整理がされないまま、「みえ政策評価システム」の変更を前提とした協働事業を実施することは不可能です。 ご提案の事業について、NPOが行う業務の概要は示されていますが、「みえ政策評価システム」に基づく評価結果と今回実施する協働事業の評価結果の関係をどのように整理するか、他の団体から同じような趣旨の評価書をいただいた場合、どのように対応するなど、協働事業としての県の役割について、具体性が認められません。
④NPOの企画検討能力・事業遂行能力・予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案したNPOには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 提案したNPOは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 予算の收支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> 9月5日に90分ほどお話を伺っただけであり、当該NPOの事業遂行能力については、保留させていただきます。 予算見通しには、民間が負担すべきと考えられる経費が明記されていません。

補足資料 「みえ政策評価システム」の現状について

- 「みえ政策評価システム」では、マネジメントの責任と権限を明らかにするという観点から、評価の実施に当たっては自己評価としていますが、一方で「自己評価では評価の客観性を確保できるのか」という懸念も当然起ってきます。
そこで、評価の客観性を確保するため、評価表作成部局と総務局・総合企画局が合同で評価表のチェックを行なうほか、全ての評価表を公表するとともに、施策・重点プログラムを中心に「年次県政報告書」を作成し、議会を始め、県民、市町村、各界の関係者からご意見をいただき、そのご意見を県政運営に反映させています。
- また、外部評価のしくみとして、独立した機関である監査委員が評価結果を基に行なう行政監査による評価が機能しており、その監査結果を県政運営に反映しています。
- 「みえ政策評価システム」の運用にあたって、評価の客観性の担保やどのようにして評価結果に対し多くの県民から広くご意見や、ご提案をいただくかという点については、システムの運用にとって不可欠のものと考えています。そのため、県が取り組んだ事業やその成果、課題などを県政報告書としてまとめご意見をいただくこととしています。今回のご提案につきまして、協働提案とすることには無理がありますが、評価システムの課題に向けた貴重なご意見として参考にさせていただきますので、今後も積極的にご意見をいただければと思います。

「NPOからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 県民主役の行政評価（しくみづくりと実践）

室名 広聴広報室

担当者名 室長小山隆久

審査項目及	意見の視点	意見
①提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること ・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 ・提案内容に従来の事業にない独創的な発想やNPOの先駆性が活かされていると認められること。 	ご提案内容は、電子会議室等を活用して、結果をNPOが分析評価し、評価結果を提案するしくみとされていますが、県の既存のツール（e-デモ会議室・ジュニア）を活用し、電子会議を立ち上げ県民の声を聴き、評価し、結果を県の「さわやか提案箱」でご提案いただければよいので、協働事業として行う必要性はないと思われます。
②協働の必要性、 協働の効果・利点、NPOと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・NPO若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・NPOと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	上記のとおり、県の既存の広聴ツールや、広く民間で利用されている電子掲示板等をご活用いただくことで、NPOが独自に県民の意見を知る機会を設けることも可能であり、協働で行う必要性はないと考えます。
③提案事業の緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 ・提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 ・実行可能性が十分にあると考えられること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用ツールの一例とされたe-デモ会議室については、県では成果の検証作業を行っており、一般県民からも意見を聞く機会を設け、すでに7月に県内5地区で実施しました。この結果を踏まえて、今年度中に事業の評価を行い、事業見直しをすることとなっていきます。 ・なお、e-デモ会議室の成果の検証過程で行った調査結果では、県民エディターや一般県民のかたがたから、行政反映できた事例が少なく、成果は乏しかったとの指摘を受けています。

<p>④ N P O の企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提案したN P Oには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 提案したN P Oは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 予算の收支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	<p>電子会議の活用や創意工夫などによって、費用負担なく県民の意見を集めることも可能であり、経費負担は不要と考えます。</p>
--------------------------------------	---	---

「N P Oからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 県民主役の行政評価（しくみづくりと実践）

室名 N P O室

担当者名 森下道大

審査項目及 意見の視点	意見
①提案事業の目的 ・提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること ・「新しい時代の公」の考え方方が提案に反映されていること。 ・提案内容に従来の事業にない独創的な発想やN P Oの先駆性が活かされていると認められること。	提案の目的に挙げられている県政改革について、N P O室は市民発の仕組みの推進を全庁的に進めていることもあり、提案された目的の県民の感覚を県事業へ反映させる必要性は認められます。
②協働の必要性、協働の効果・利点、N P Oと行政の役割分担 ・N P O独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・N P O若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・N P Oと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。	評価の主体となる県民は、N P Oも含まれているため評価の仕組みについて法人格を問わずN P Oから意見を求めるることは必要です。また、その仕組みの構築から評価に専門性をもつN P Oが関わることは有益です。しかし、この仕組みは、行政課題ですので行政が主となってN P Oや商工関係者等幅広く意見を取り入れながら進めるのが妥当と考えられます。また、この事業におけるN P O室に求められる具体的な役割のイメージは把握できません。
③提案事業の緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性 ・提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 ・提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 ・実行可能性が十分にあると考えられること。	この事業の実施は、評価主体の構成を考慮して、検討を進める必要があります。現在N P O室では、課題の共有と改善策を探る「ふりかえり会議」を実施しておりますが、この仕組みの県政への反映については、昨年の協働事業の成果物を試行する段階にあり、他の手法について今実施していくのは時期尚早と考えています。
④N P Oの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性 ・提案したN P Oには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 ・提案したN P Oは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 ・予算の收支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。	予算の見通しは、全体額が示されていますが行政の負担と民間の負担について説明がないので、考え方について伺いたいと思います。

「N P Oからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 災害時における難病患者の行動・支援マニュアルの作成及び啓発

室 名 薬務食品室

担当者名 山口 哲夫

審査項目	意見の視点	意見
①提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること ・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 ・提案内容に従来の事業にない独創的な発想やN P Oの先駆性が活かされていると認められること。 	災害発生時における高齢者、障害者、難病患者等のいわゆる災害弱者に対するケアは災害対策の最重要課題の一つである。この提案は難病患者の自立を促しながら、行政との連携を目指すという新たな取り組みであり、協働事業の目的に沿うものと思料する。
②協働の必要性、協働の効果・利点、N P Oと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・N P O独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・N P O若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・N P Oと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	災害時の難病患者のケアは、患者及びその家族、医療機関、行政機関等が連携して対処すべき事業であり、行政との協働が必要である。また、災害問題に経験のあるN P Oがこの事業をコーディネートすることにより、より実践的・効果的な連携体制が構築されるものと思料する。
③提案事業の緊急性・重要性、提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 ・提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 ・実行可能性が十分にあると考えられること。 	災害の発生は予見できるものではなく緊急性が認められる。現在、三重県では災害時の医薬品供給体制が整備されているため、インシュリン依存型糖尿病患者が必要とする医薬品入手するシステムを構築するこの取り組みは実行可能性が十分にあるものと思料する。
④N P Oの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案したN P Oには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 ・提案したN P Oは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 ・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	N P Oの能力については、N P Oに関する情報が不足しており意見を述べることはできない。

「NPOからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 災害時における難病患者の行動・支援マニュアルの作成及び啓発

室名 健康福祉総務室

担当者名 落合 賢司

審査項目及	意見の視点	意見
①提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 提案内容に従来の事業にない独創的な発想やNPOの先駆性が活かされていると認められること。 	難病患者を含めた災害時要援護者の行動・支援マニュアルづくりは、行政だけで行っていくのは困難であるので提案事業の目的は妥当であると考える。
②協働の必要性、 協働の効果・利点、NPOと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> NPO独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 NPO若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 NPOと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	災害時要援護者支援対策を推進していくことは、行政の役目でもあり、また行政が関わり、行政が保有している情報やノウハウ、行政の持つネットワークを用いてサポートする必要性があると考える。
③提案事業の緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 実行可能性が十分にあると考えられること。 	事業企画では、最初の1~2年間で1型糖尿病患者を中心としたインスリン注射が必要な患者をモデルにした計画（マニュアル）の作成・検証をし、最終的には難病患者全般に通じる行動・支援マニュアルを目指しているが、なぜ、インスリン注射が必要な患者のマニュアルをモデルにするのかが、明確でないと思われる。
④NPOの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案したNPOには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 提案したNPOは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 予算の収支（財源の検討を含む）が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	事業企画は3カ年計画になっているが、2年目（18年度）、3年目（19年度）の計画が抽象的であり、もう少し具体化する必要があるのではないか。また、予算書についても、1年目（17年度）のみ具体的に記されているが、18年度及び19年度の予算書については明確化されていない。

「N P Oからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 災害時における難病患者の行動支援マニュアルの作成および啓発

室名 健康づくり室

担当者名 藤田 典子

審査項目及 意見の視点	意見
①提案事業の目的 ・提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること ・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 ・提案内容に従来の事業にない独創的な発想やN P Oの先駆性が活かされていると認められること。	大規模地震の予測される当県において、災害弱者に向けての自営手段の周知や発生時の対応についてネットワークを当事者、N P O、行政など関係者により構築する必要性は大きい。
②協働の必要性、 協働の効果・利点、N P O と行政の役割分担 ・N P O独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・N P O若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・N P Oと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。	各関係機関のネットワークが必要なため、行政だけでの実施は困難である。 17年度から三重県難病団体連絡協議会に委託して事業開始した難病相談支援センターにおいても、難病患者の多様なニーズに対応することが、その役割にあるため、センターの果たす役割についても位置づける事を検討する必要がある。
③提案事業の緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性 ・提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 ・提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 ・実行可能性が十分にあると考えられること。	難病の中には、I型糖尿病と同様に災害による薬剤供給の停止や停電が命に直結する疾患があるので、行政の立場としては広く支援体制を構築する必要性がある。
④N P Oの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性 ・提案したN P Oには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 ・提案したN P Oは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 ・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。	災害時要援護者の対応マニュアルを難病全体のものとし、また継続して実施していくよう難病相談支援センター事業として位置づけ取り組んでいくことが望ましい。

「N P Oからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 災害時における難病患者支援の行動・支援マニュアルの作成及び啓発

室名 地震対策室

担当者名 田中貞朗

審査項目及	意見の視点	意見
①提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 提案内容に従来の事業にない独創的な発想やN P Oの先駆性が活かされていると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の目的は、明確かつ妥当と認められます。 「新しい時代の公」の考え方は取り入れられています。
②協働の必要性、 協働の効果・利点、NPOと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> N P O独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 N P O若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 N P Oと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討結果の普及には、行政との協働が不可欠であると思われます。 N P Oの柔軟な思考、高い機動力を生かすことで、より質の高いマニュアルの作成が可能になると思われます。 役割分担については、明確にされています。公的関与の必要性については、行政が関わることで、効果的にマニュアルの普及啓発が可能になると考えられます。
③提案事業の緊急性・重要性、 提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 実行可能性が十分にあると考えられること。 	<ul style="list-style-type: none"> 東海・東南海・南海地震等の大規模地震は、今世紀前半に発生すると言われており、緊急性は高いと考えられます。また、近年の災害から災害時要援護者の対策の重要性は社会的に認識されてきています。 提案事業についての具体性は、認められます。 実行可能性は十分にあると考えられます。
④N P Oの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案したN P Oには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 提案したN P Oは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案者の構成会員には、防災ボランティアコーディネーター養成講座の委託を行ってきており、行政担当者と一緒に検討する素地はできています。 提案したN P Oは、事業を遂行する能力を有していると認められます。 概ね妥当と考えられますが、若干話し合う余地があると思われます。

「N P Oからの協働事業提案」について各室意見書

事業名 災害時における難病患者の行動・支援マニュアルの作成及び啓発

室名 N P O室

担当者名 森下道大

審査項目及	意見の視点	意見
①提案事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること ・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 ・提案内容に従来の事業にない独創的な発想やN P Oの先駆性が活かされていると認められること。 	提案の目的については、災害時の難病者に対する支援策を行政と民間でつくり共有していくことで明確かつ妥当と考えられます。分野が異なるN P Oが連携した事業として期待が持てます。
②協働の必要性、協働の効果・利点、N P Oと行政の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・N P O独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・N P O若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・N P Oと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	災害時の対応は、官民一体となって行うことが必要であることは言うまでもありませんし、災害時には協働で取り組むことが求められています。N P O室では三重県ボランティア情報センターを設置して対応する予定ですので、このノウハウは将来的に活かせる内容です。
③提案事業の緊急性・重要性、提案事業の具体性・実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。 ・提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。 ・実行可能性が十分にあると考えられること。 	東海、東南海地震は、今後発生が予想されていて対応を進めて行く必要があります。提案内容については、具体的にはマニュアルを作っての啓発であり、これを手元に届けるには患者本人の個人情報を把握している箇所の参加が必要不可欠です。
④N P Oの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案したN P Oには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 ・提案したN P Oは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 ・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。 	提案団体は、県内で防災・災害支援を行っているN P Oや当事者を含めた団体ですので、ここ以外にこの事業を実施できるN P Oはないと思われます。予算の収支については、やや民間側の負担が大きく、行政として利用する場合は相応の実費負担が必要かと思われます。